

(1) A (国交省様式)

一般貨物自動車運送事業貸切運賃料金

平成11年3月26日自第59号通達に基づき公示された第14号通達を所部(貨物事業)用の上段第5項
平成29年8月4日国土交通省第741号「運賃料率自動車運送事業」の改正に伴う運賃料率表(平成29年)「(貨物)部」

貸切運賃に係る範囲(課税事業者用)

I. 距離制運賃に係る範囲 関東運輸局

Table with columns for distance (キロ程) and vehicle type (車種別). Rows include 10km, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120, 130, 140, 150, 160, 170, 180, 190, 200, 200m以上500m以下, and 500m以上10km以下.

II. 時間制運賃に係る範囲

Table with columns for vehicle type (車種別) and time/distance (時間別). Rows include 8時前, 8時, 9時, 10時, 11時, 12時, 13時, 14時, 15時, 16時, 17時, 18時, 19時, 20時.

III. 料金に係る範囲

1. 積込料及び取卸料について

Table showing loading/unloading charges per hour (1時間ごとに) in Yen (円).

2. 待機時間料について

Table showing waiting charges per 30 minutes exceeding 30 minutes (30分を超える場合において30分までごとに) in Yen (円).

3. 地区割増料

Table showing regional surcharges (地区割増料) by city/area (地域) and vehicle type (車種別).

IV. 運賃割増率

1. 品目割増

Table showing surcharge rates (品目割増) for various goods (品目) categorized into 易損品, 危険品, 特殊物件, 汚わい品, 貴重品・高価品, and 特大品割増.

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。

3. 特殊車両割増

Table showing surcharge rates for special vehicles (特殊車両割増) like refrigerated trucks (冷蔵車) and tank trucks (タンク車).

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。

5. 冬期割増

Table showing winter surcharge rates (冬期割増) for different regions (北海道, 青森県, 岩手県, 福島県, 岐阜県).

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離

V. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI. 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

- (適用対象) 1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切で許可を受けた自己の営業区域内に発地又は荷地が存する貨物を運送する場合に適用します。
(特殊運賃との関係) 2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これに関する運賃及び料金を算出した場合には適用しません。
(運賃料金の計算の基本) 3. (1)運賃及び料金は使用車両1台1回の運送ごとに計算します。
(2)車両が2台以上運送して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び荷地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
ただし、荷主が異なるときは、発地及び荷地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(運賃計算の方法) 4. (1)運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数)とします。以下同じ)及び送付距離によって、運賃率に拠って算出される金額(基本運賃)とします。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2)前条第4項第1号が適用される貨物は基準運賃にそれぞれの乗を乗じた金額を基準運賃に加工した上で上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(注)数の処理

- 5. 計算又は料金を計算する際に発生した小数は、取捨により処理します。
(1)計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の部分は100円に切り上げます。
(2)計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の部分は500円に、500円以上1,000円未満の部分は1,000円に切り上げます。
(以下同様の処理)



(貨物積荷の表示) 18. 積荷の表示は、積一の場合により積荷の品名(積荷)の積込(それぞれ100キロメートル以上の積込に限り)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときに往路及び復路の積込票(積込票)について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができる。ただし、長距離の積込が適用される場合は、適用しません。
(1)積込及び積卸の貨物が同一品目である場合
(2)積込及び積卸の貨物が異なる品目であり、その運賃料金の支払いについて運賃率を異なる場合

(積込料及び取卸料について) 19.1. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込料又は取卸料を収受します。
(1)積込又は積卸の積込料は、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。
(2)積込又は取卸の積込料は、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。
(3)積込又は取卸の積込料は、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料について) 19.2. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。
(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。

(積込時間料) 20. 積込又は荷受人の積込により積荷の積込又は取卸しを引受けた場合に積込時間料を収受します。ただし、積込又は取卸の積込料に積込又は取卸の積込料を乗じた金額を収受します。